

教育機会確保法とCOCOLOプラン

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

室長 総崎 由希



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 不登校の現状
- 2 教育機会確保法
- 3 COCOLOプラン

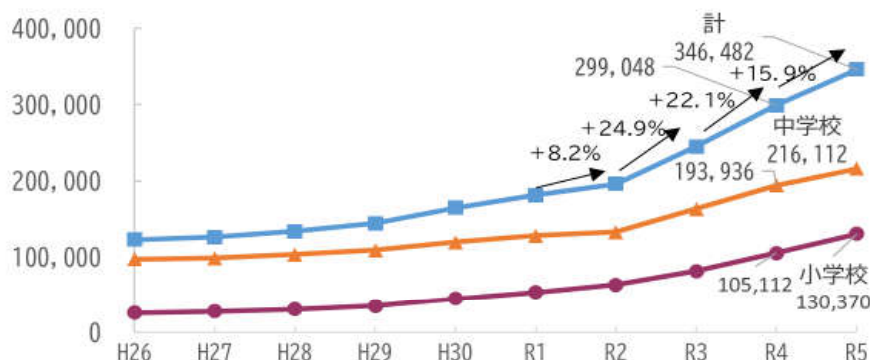
1 不登校の現状

1 不登校の現状

不登校の状況について (令和5年度)

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- ・不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少(R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は着実に増加(R3 156,009→R4 184,831→R5 212,114)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない者は、134,368人(38.8%)
うち、119,699人(89.1%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた
- ・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移

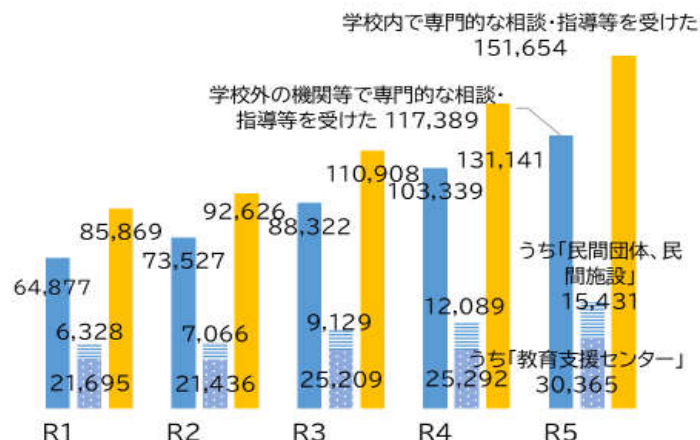


小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

	項目	人数	割合
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	111,631	32.2%
2	不安・抑うつ等の相談があった	80,192	23.1%
3	生活リズムの不調に関する相談があった	79,638	23.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	52,547	15.2%
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	45,972	13.3%

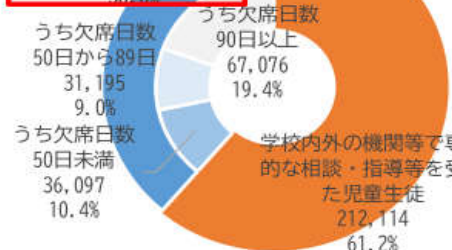
※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※不登校児童生徒数に対する割合

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況

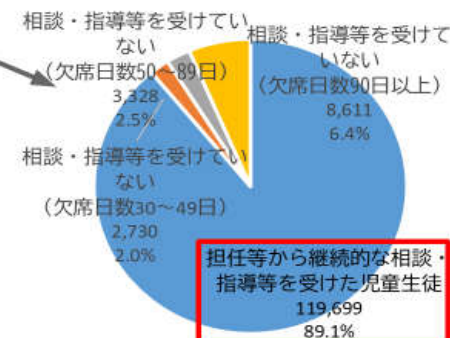


学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒
134,368
38.8%



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

1 不登校の現状

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（抄）

令和5年11月17日付け5文科初第1505号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」別紙より

1. 令和元年10月25日付け通知について

（略）

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、**児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、**
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、**学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、**

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ **学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、**
- ・ **既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、**

等を示しているものである。

2. 学校教育の意義及び在り方について

（略）

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

2

教育機會確保法

2 教育機会確保法

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

VI. その他

- | | |
|--|--|
| 1 公布日から2月後に施行(IV.は、公布日から施行) | 実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる |
| 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる | |
| 3 政府は、多様な学習活動の | |

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

2 教育機会確保法

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）
（平成29年3月31日文科科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
 - ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 ➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
 - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
 - ・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

3 COCOLOプラン

3 COCOLOプラン

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※ Comfortable, Customized and
Optimized Locations of learning

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、以下の3つの柱を推進することにより、**誰一人取り残されない学びの保障**を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様化学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。**学校の風土を「見える化」**して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



3 COCOLOプラン

1

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

01

不登校特例校の 設置を促進

令和5年2月現在 不登校特例校： 21校
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った相応しいものとします。
※「不登校特例校」については、
令和5年8月31日に「学びの多様な学校」に改称。



校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム等) の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

教育支援センター の機能を強化

03

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147
他の自治体と共同設置している市町村： 126
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながるできるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。
併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。

3 COCOLOプラン



学校は様々な学びを得られる場所ですが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることをできるようになります。このため、不登校の児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、ICTや民間のノウハウ等も活用しながら、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。

高等学校等においても 柔軟で質の高い学びを保障

高等学校の全日制・定時制課程においては、不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるよう柔軟で質の高い学び方を可能とし、通信制課程においては、どの学校においても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、高等専修学校においても「学びのセーフティネット」の取組を進め、これを周知します。

オンラインカウンセリングにより高等学校等の生徒を支援します。

高等学校等進学後も必要な支援が円滑に引き継がれるよう「児童生徒理解・支援シート」を活用して、組織的・計画的に支援します。

04

05

多様な学びの場、 居場所を確保

学校に戻りたいと思った時に、本人や保護者の希望や状況に応じて、クラスを変えたり、転校したりすることについて丁寧な相談が行われるようにします。

希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

こども家庭庁とも連携し、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げます。

不登校の児童生徒の学びの場として、夜間中学を活用するとともに、多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用します。



3 COCOLOプラン

児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備する。

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポートを受ける。学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で行う。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

2

心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。

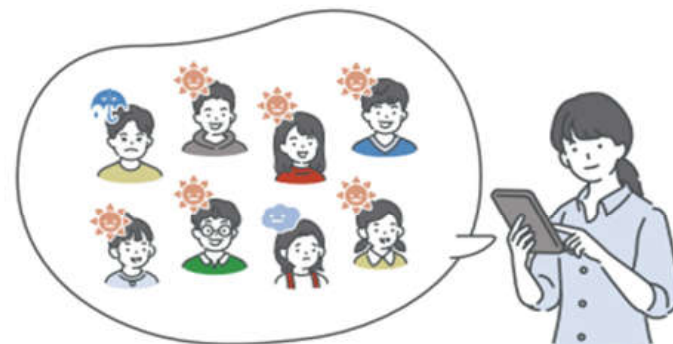
01

1人1台端末を活用した 心や体調の変化の早期発見を推進

令和5年2月現在 アプリ等を用いた把握を行っている市町村： 411
今後アプリ等の活用を検討している市町村： 580

子供たちの心身の状態の変化への気づきや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察にICTを活用します。

子供たちが自分の心や体に向き合うきっかけを作るとともに、子供や保護者が相談したいことがあるときにワンタッチで教師やスクールカウンセラーにつながるができるようにします。



02

「チーム学校」による早期支援を推進

SOSをキャッチした後に、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校医等が専門性を発揮して連携し、最適な支援につなげることができるよう、スクリーニング会議やケース会議の開催方法・支援方法を確立します。

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた環境の中で自分に合ったペースで学習・生活できるようにします。

こども家庭庁とも連携し、子供たちと保護者を包括的に支援するため、必要な福祉部局と教育委員会の持つ子供のデータを連携し関係者で共有します。また、部局間の人事交流や併任発令を促すことにより、福祉部局と教育委員会の連携を強化します。

3 COCOLOプラン



不登校となる前に、「チーム学校」による支援を行います。「学校生活が辛い…」「先生に相談してもいいのかな？」などの感情を言葉で先生やカウンセラーに相談するのは勇気が必要ですが、1人1台端末を活用して、うまく表現できない小さなSOSに早期に気付くことができるようにします。また、関係者が一丸となり不登校の児童生徒の保護者を支援します。

03

一人で悩みを抱え込まないよう 保護者を支援

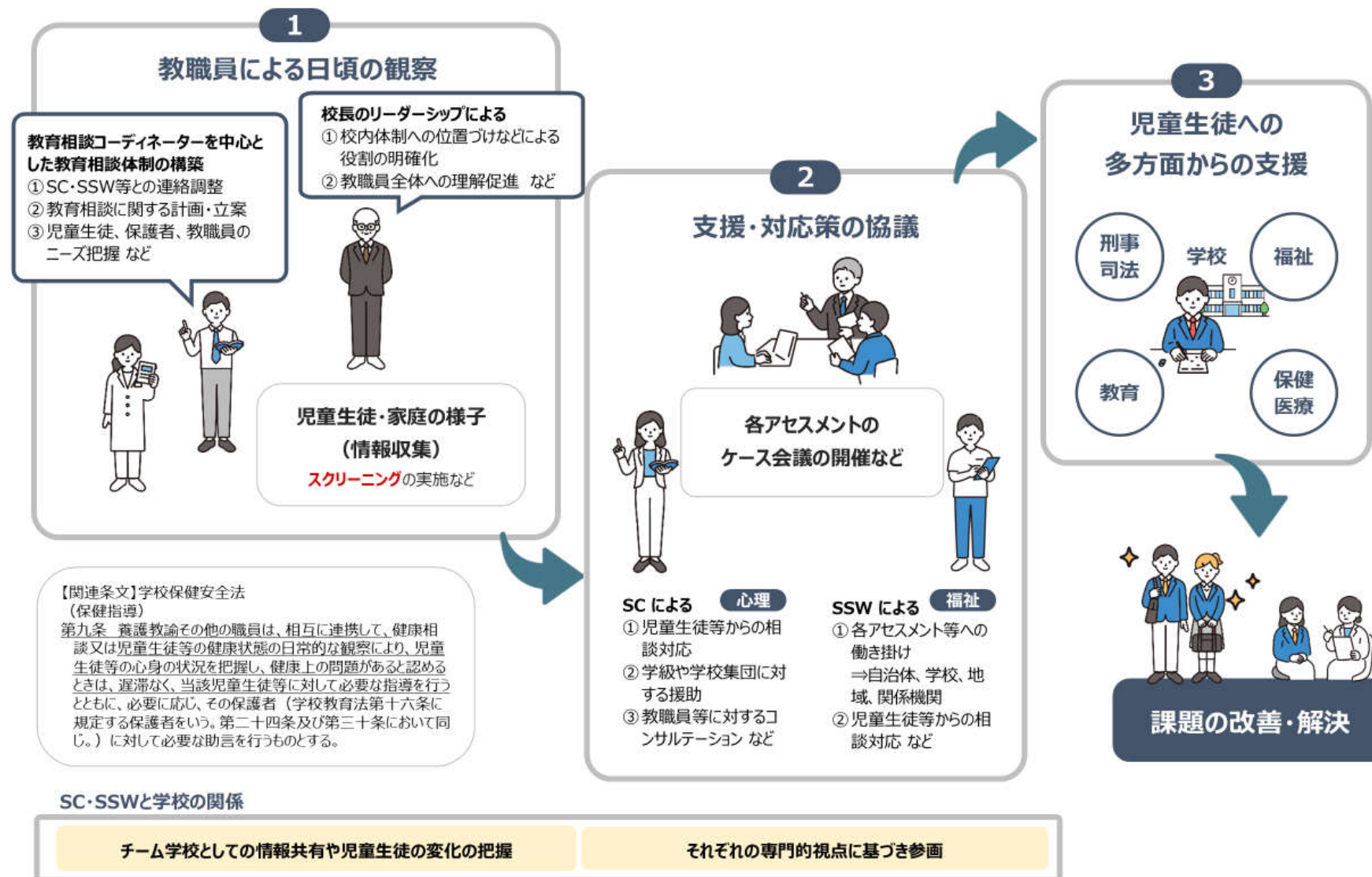
不登校の児童生徒の保護者が有益な情報を得られるよう、各教育委員会の相談窓口を整備し、教育支援センター、相談機関、保護者の会、フリースクール等に関する分かりやすい情報を提供します。

学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援します。



3 COCOLOプラン

学校における教育相談の流れ（イメージ）



1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）等を踏まえ、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の学校での実施を目指し、引き続き、**通知や各種会議等を通じて、各学校における導入を推進**
- 学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて**地方財政措置**

「心の健康観察」の導入を進めている教育委員会等の声

A教育委員会

- 令和4年4月から域内の全小学校高学年及び中学校で有償アプリを導入
- 市全体での相談件数は、アプリ導入前は教育委員会宛のメール相談のみ実施しており、年間で50件ほど。アプリ導入後は約680件に増加し、いじめの認知件数も導入前約20件⇒導入後約110件と増加した。
- 相談内容はいじめに限らず、自傷行為や自殺念慮に関わるものもある。児童生徒が抱える悩みなどを早期発見が可能になり、早い段階から寄り添った対応が行えるようになっている。

B教育委員会

- 令和3年4月から、域内の全小中学校でGoogleフォームを活用した「心の健康観察」を実施
- 導入以降いじめの認知件数が増加しており、導入前の令和2年度は約40件⇒導入後の令和3年度は約270件、令和4年度は約420件となっている。
- 個別事案では、長期休業中に、児童生徒から家庭のことで訴えがあり、即座に児童相談所、警察に連絡し、早期対応につなげた事案があった。
- 児童からは、「今は知っておいてもらっただけでよい」といった相談も多く、児童生徒にとって気軽に相談しやすくカウンセリング効果が高いツールと考えている。

その他教育委員会等から寄せられた声

- これまでは、個々の担任教諭の主観で児童生徒の変化を把握していたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったので、**ケース会議や児童生徒理解の材料として活用**できている。
- 導入校では、**不登校の新規発生が前年度の同時期と比較して半数以上減少**している。

「心の健康観察」の導入イメージ（千葉県教育委員会の例）

- 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教諭等にフィードバック
- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる



＜児童生徒へのストレスチェック（イメージ）＞

3 COCOLOプラン

3

学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

01

学校の風土を「見える化」

学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、学校運営を改善します。このため、風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ示します。

不登校特例校、NPO、フリースクール等の取組も参考に、自己肯定感を育み安心して学べる学校をつくります。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善

子供たちそれぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるよう、不登校特例校の取組等も参考にしつつ、1人1台端末を活用した子供たち一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない、子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現し、それぞれが前向きに学べるようにします。

特に校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）では、一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学習ができるようにします。

02

03

いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応を徹底

こども家庭庁とも連携し、いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報する体制を構築します。

04

児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進

社会の変化等を踏まえた校則の見直し、校則のHPへの公表、ルール作り等へ、児童生徒が主体的に参加できるようにします。

3 COCOLOプラン



学校の風土と欠席日数の関連を示す研究データもあります。自ら学びたくなる授業や、一人一人に合った個別最適な学び、学校のルール作りに子供たちが主体的に参加すること・・・学校改革はまだその途上ですが、子供の声を聞きながら学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにすることにより、学校をみんなが主役になって、みんなが安心して学べる場所にします。

05

快適で温かみのある 学校としての環境整備

子供たちが心地よい空間の中で学習・生活を行えるよう、快適で温かみのある環境にします。

明日また行きたい学校となるために、学校施設全体を学びの場として捉えた魅力ある環境にします。



06

障害や国籍言語等の違いに 関わらず、色々な個性や意見を認め合う 共生社会を学ぶ場に

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に充実した時間を過ごすための条件整備と併せて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を整備するとともに、障害のある子供を担任だけでなく学校全体で支えられるようにします。

外国人の子供等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重しつつ、共に学び合える環境を整備します。

3 COCOLOプラン

学校風土の把握とは

COCOLO
プラン
3

学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

児童生徒がアンケート調査等に回答する。

(質問例)

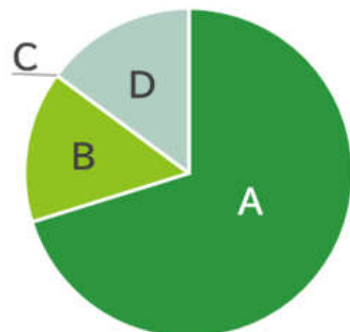
- ・自分にはいいところがあると思いますか。
- ・不安や悩みを相談できる先生はいますか。
- ・スマートフォン等で友達とメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることがありますか。
- ・睡眠時間は平均してどのくらいですか。
- ・あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事を責任をもってしていますか。
- ・SNS上で仲間外れにされたり、ひどいことを書かれたことがありますか。
- ・将来の夢や目標はありますか。
- ・授業中、難しい、ついていけないと不安になることはありますか。



- ・教職員の経験年等や考え方等に左右されず、エビデンスのある分析に基づいた対応方針を立てることができる。
- ・教育実践を振り返り、修正する手立てとなる。
- ・いじめ等の諸課題を早期に発見し、不登校を予兆する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援することにつながる。
- ・児童生徒一人ひとりの心身の状況、学校生活への安心感、喫緊の課題やSOS、学級や学年の雰囲気や傾向が分かる。
- ・児童生徒の見ていなかった長所や得意を発見できる。
- ・児童生徒が抱える課題の詳細が分かり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等との連携につながる。

実施状況(令和5年2月時点 児童生徒課調べ)

学校では、学校が生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握するための生徒に対するアンケート等を実施していますか。



- A: 全ての学校でアンケート等を実施している
(学校や教育委員会独自作成のものも含む)
- B: アンケート等を実施している学校がある
- C: アンケート等を実施している学校はない
- D: 教育委員会では把握していない

アンケートツール例

Q-U/hyper-QU

子どもの満足感や意欲、集団の雰囲気などを把握し、いじめ・不登校対策や学力向上等に活用できる。

i-check

「レーダーチャート」「散布図」等で、学年やクラスの状況を視覚的に把握。教科学力とのクロス集計も可能。

ASSESS

学習状況や友人関係、本人のソーシャルスキルなど、6領域学校環境適応感尺度で構成されたシートを活用できる。

シグマ検査

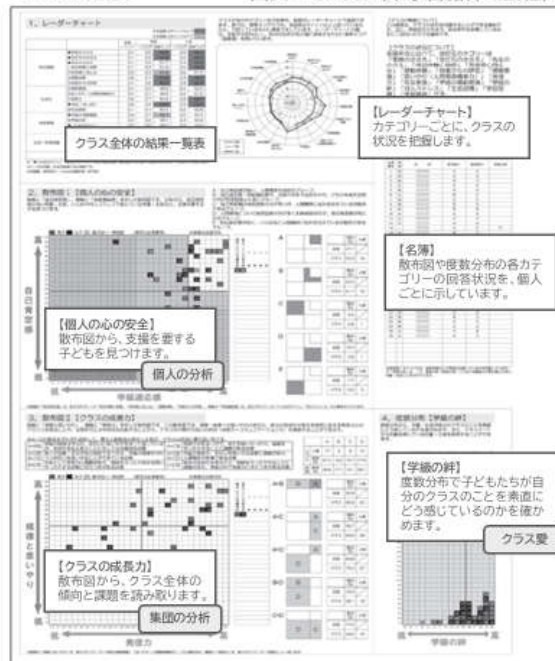
学校生活だけではなく、学習・家庭・心身の状態を多面的に調査し、生徒の実態を詳細かつ的確に分析する。

学校風土調査

エビデンスに基づき学校風土を4側面で評価する。課題と強みを明らかにできるWeb調査ツール。

クラスの概要

出典:i-check(東京書籍株式会社)



生徒指導の基礎＝発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導とは

- 特定の課題を意識することなく、**全ての児童生徒を対象に**、学校の教育目標の実現に向けて、**教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤**となるもの。
- “発達支持的”というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示す。すなわち、**あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが、尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点**に立っている。
- 具体的には、学校では、日々、教職員から挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業や学校行事等を通じて個と集団へ働きかけが行われている。
- こうした中で、児童生徒は、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、思いやり、共感性などの社会的資質・能力を身に付けている。

つまり、発達支持的生徒指導とは、

教育課程内外の全ての教育活動において、学校、教職員から、全ての児童生徒に様々な働きかけが行われており、そうした**日常の働きかけの中でも、生徒指導の観点をもっていこう**という考え方。

3 COCOLOプラン

不登校に関する 地元の相談窓口



不登校に関する
地元の相談窓口



文部科学省 不登校に関する地元の相談窓口

検索

- ◆ 各教育委員会における不登校児童生徒の支援に関する地域の相談支援機関等の情報を文部科学省HPで公開しました。

(例) 相談窓口に関する情報、不登校の保護者の会に関する情報

、
教育支援センターやフリースクール、学びの多様化学校に
関する情報 等

- ◆ 各教育委員会からの提出に基づき掲載しています。定期的に照会予定ですので、積極的な登録をお願いいたします！



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



←子供のSOS相談窓口は
こちら

トップページ



不登校に関する
地元の相談窓口

不登校児童生徒への支援に関して、各教育委員会において作成した 地域の相談支援機関等に関する情報をまとめました。
保護者の皆様、支援者の皆様、相談先にお困りの方は 以下より都道府県を選びリンク先のページから相談窓口をご確認ください。

北海道・東北エリア



関東エリア



中部エリア

文部科学省様式を活用した掲載事例
(栃木県大田原市)

困ったときは相談してください。

不登校に関する相談窓口

①不登校に関する相談窓口

名称	概要	連絡先	QRコード
大田原市 教育支援センター 相談部	いじめや不登校等の 教育上の相談	TEL : 0287-22-5884 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) 住所 : 〒324-0047 大田原市黒部1-17-14 (大田原市庁舎内) E-mail : kyosaku-center@ohkawara-city.jp	
大田原市 教育委員会 学校教育課 (不登校 相談担当)	教育・就学相談	TEL : 0287-23-3125 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) 住所 : 〒324-0041 大田原市本町1-6-1 (本庁舎4階)	
栃木県教育委員会 教育支援センター いじめ・不登校等 対策チーム	いじめや不登校等 に関する相談	TEL : 0287-23-2194 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) 住所 : 〒324-0041 大田原市本町2-2828-4	
栃木県子ども 教育・ひきこもり 総合相談センター (「ひきこもり・不登校」 の悩み相談)	ひきこもり・不登校 等の悩み相談	TEL : 028-643-3422 (午前10時から午後7時まで、火・水・木・金・土) 住所 : 〒320-0095 宇都宮市下州町2-3-3 URL : https://www.polaris.tnet	

②SNS(LINE)相談窓口

名称	概要
お母さんの ほけんしつ	保護者の方向けの無 料LINE相談窓口

③不登校の保護者の会

名称	概要
大田原市教育 支援センター 「保護者の会」	市内在住で、不登校 の小・中学生の子育て をされている保護者 の皆様が、不安や悩み についての相談や情 報交換ができる場 です。

登録するページのポイント
① 情報が集約されている
② 相談者がどこに相談する
べきかわかりやすい